

関西学院大学外国人留学生奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学外国人留学生（以下「外国人留学生」という。）の本学への入学の奨励及び2年生以上で学業成績が優秀な者に対し勉学を支援することを目的として関西学院大学外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(種類)

第2条 奨学金は、外国人留学生入学前予約奨学金、外国人留学生修学奨励奨学金の二種類とする。

(資格)

第3条 この規程に定める外国人留学生とは、外国籍を有し、出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する者とする。ただし、法定特別永住者・永住者・定住者（将来永住する意思のある者）・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・家族滞在（一定の要件を満たす者）は除く。また、交換学生、聴講生、科目等履修生、委託生、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する外国人留学生については、支給対象から除くものとする。

2 外国人留学生入学前予約奨学金を受ける者の資格は、1年生の外国人留学生とする。

3 外国人留学生修学奨励奨学金を受ける者の資格は、2年生以上の外国人留学生で、学業成績が優秀な者とする。

4 奨学金を受給できる期間は、標準修業年限内とする。

5 外国人留学生は、大学支給奨学金、大学貸与奨学金に出願することができない。

(年額及び交付)

第4条 奨学金の年額は、別途定める授業料相当額に対し、本条第2項から第4項までに定める金額比率を乗じた額とする。

2 外国人留学生入学前予約奨学金の金額比率は、入試成績が特に優秀な者は100%、それ以外の者は25%とする。ただし、100%の金額比率を適用する者は、前年度の5月1日時点における1年生の外国人留学生在籍者数の20%を超えないものとする。

3 外国人留学生修学奨励奨学金の金額比率は、当該年度の2年生以上の外国人留学生在籍者内における成績が上位60%以内の者は25%とする。ただし、当該成績が上位20%以内の者の金額比率は50%、上位10%以内の者の金額比率は100%とする。当該成績が上位60%を下回る者には、奨学金を支給しない。

4 前項の記載にかかわらず、2021年度以降且つ2024年度以前入学者の外国人留学生修学奨励奨学金の金額比率は25%、2020年度以前入学者の外国人留学生修学奨励奨学金の金額比率は30%とする。ただし、在留資格「留学」を有する外国人留学生のうち、外国人留学生在籍者内における成績が上位40%以内の者の金額比率は50%とする。

5 第3項の記載にかかわらず、前年度における通算修得単位数が別途定める標準修得単位数を下回る者には、奨学金を支給しない。

6 奨学金の交付は、原則として秋学期に年額を一括交付とする。

7 奨学金の交付は、原則として学費完納者に対して行う。ただし、学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振替えることができるものとする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は、当該年度限りとする。

(候補者決定)

第6条 外国人留学生入学前予約奨学金の採用候補者の決定は、各学部の推薦によるものとする。

(申請手続)

第7条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の方法にて国際連携委員会委員長（以下「委員長」という。）に申請しなければならない。

(採用)

第8条 奨学生の採用は、応募者の中から別途定める関西学院大学外国人留学生奨学金運用内規に基づき選考し、国際連携委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

(異動)

第9条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

1 奨学金を辞退するとき。

2 入学を辞退するとき。

3 休学又は退学するとき。

(交付の停止)

第10条 奨学金が、次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

1 奨学金を辞退したとき。

2 休学又は退学したとき。

3 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

2 前項第3号に該当する場合には、奨学金の返還を求めることができる。

(所管)

第11条 この規程の奨学金に関する事項は、委員会が所管し、事務は国際連携機構事務部において行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

1 この規程の制定をもって関西学院大学・大学院外国人留学生奨学金規程を廃止する。

2 この規程は、1994年（平成6年）4月1日から施行する。

略

13 この規程は、2021年(令和3年)4月1日から改正施行する。ただし、2021年(令和3年)度入学生からこれを適用する。

14 この規程は、2025年（令和7年）4月1日から改正施行する。ただし、2025年（令和7年）度入学生からこれを適用する。

総合政策学部外国人留学生奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、総合政策学部の私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、学業を継続させるために、総合政策学部外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資格)

第2条 奨学金を受ける者の資格は、総合政策学部の正規課程に在籍する私費外国人留学生とする。

2 この規程に定める私費外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法「留学」に該当する者並びに総合政策学部が外国人留学生と認めた者で、国費外国人留学生でない者をいう。ただし、交換学生、聴講生、科目等履修生、委託生は、除くものとする。

(年額及び交付)

第3条 奨学金の年額は10万円とする。

2 奨学金の交付は、原則として春学期及び秋学期の二期とする。

3 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振り替えるものとする。

(期間)

第4条 奨学金を支給する期間は、当該年度限りとする。

(採用)

第5条 奨学生の採用は、総合政策学部教授会（以下「教授会」という。）で決定する。

(異動)

第6条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合、直ちに総合政策学部長（以下「学部長」という。）に届け出なければならない。

1 奨学金を辞退するとき。

2 休学又は退学するとき。

(交付の停止)

第7条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

1 奨学金を辞退したとき。

2 休学又は退学したとき。

3 学部長が奨学生として不適当と認めたとき。

2 前項第3号に該当する場合には、奨学金の返還を求めることができる。

(所管)

第8条 この規程の奨学金に関する事項は、教授会が所管し、事務は神戸三田キャンパス事務室神戸三田キャンパス学部運営・入試課および神戸三田キャンパス教務・学生課において行う。

(細則)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、総合政策学部外国人留学生奨学金規程細則で定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会及び大学評議会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、1995年（平成7年）4月1日から施行する。

略

6 この規程は、総合政策学部総合政策学科外国人留学生奨学金規程から総合政策学部外国人留学生奨学金規程と名称を改め、2007年(平成19年)4月1日から改正施行する。ただし、第4条に定める奨学金の金額は、2007年(平成19年)度入学生から適用する。

略

10 この規程は、2023年（令和5年）4月1日から改正施行する。